行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

D_8 ＝ 0.012
D_9 ＝ 0.023
D_{10} ＝ 0.025
D_{11} ＝ 0.026
D_{12} ＝ 0.025
D_{13} ＝ 0.028
D_{14} ＝ 0.028
D_{15} ＝ 0.032
D_{16} ＝ 0.032
D_{17} ＝ 0.028
D_{18} ＝ 0.027
D_{19} ＝ 0.026
D_{20} ＝ 0.02661
D_{21} ＝ 0.032
D_{22} ＝ 0.032
D_{23} ＝ 0.031
D_{24} ＝ 0.030
D_{25} ＝ 0.030
D_{26} ＝ 0.023
D_{27} ＝ 0.022
D_{28} ＝ 0.0012
D_{29} ＝ 0.0011
D_{30} ＝ 0.00105

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　算式ＸⅠの符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定

行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

D_8 ＝ 0.012
D_9 ＝ 0.023
D_{10} ＝ 0.025
D_{11} ＝ 0.026
D_{12} ＝ 0.025
D_{13} ＝ 0.028
D_{14} ＝ 0.028
D_{15} ＝ 0.032
D_{16} ＝ 0.032
D_{17} ＝ 0.028
D_{18} ＝ 0.027
D_{19} ＝ 0.026
D_{20} ＝ 0.031
D_{21} ＝ 0.032
D_{22} ＝ 0.032
D_{23} ＝ 0.031
D_{24} ＝ 0.030
D_{25} ＝ 0.024
D_{26} ＝ 0.023
D_{27} ＝ 0.002
D_{28} ＝ 0.0012
D_{29} ＝ 0.0011

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（当該率が 1.000 に満たないときは 1.000 とし、1.400 を超えるときは 1.400 とする。）

算式

（a ／ b × 100）× 0.125 ＋ 0.875

a ／ b に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　算式ＸⅠの符号 B の額に 2 を乗じて得た数

b　地方財政法施行令第 13 条の規定によつて算定